

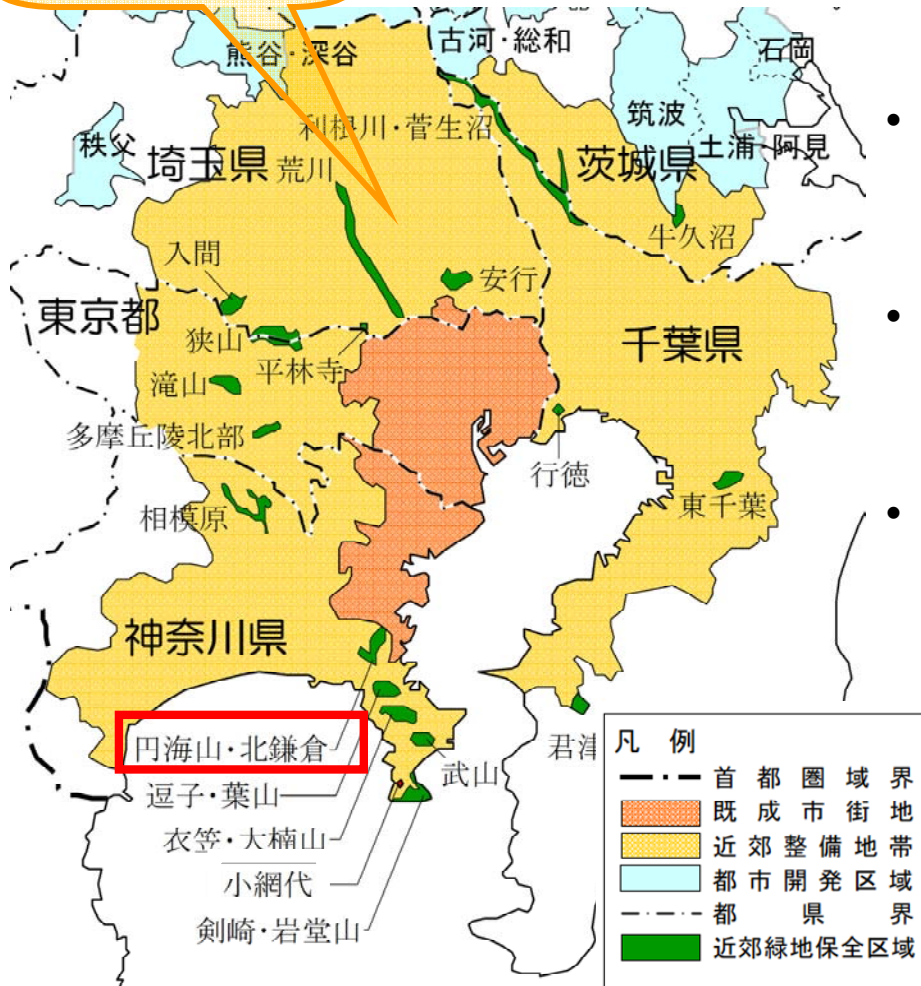
えんかいざん

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の 拡大指定について

平成18年11月15日(水)
国土審議会第3回首都圏整備部会

近郊緑地保全制度について

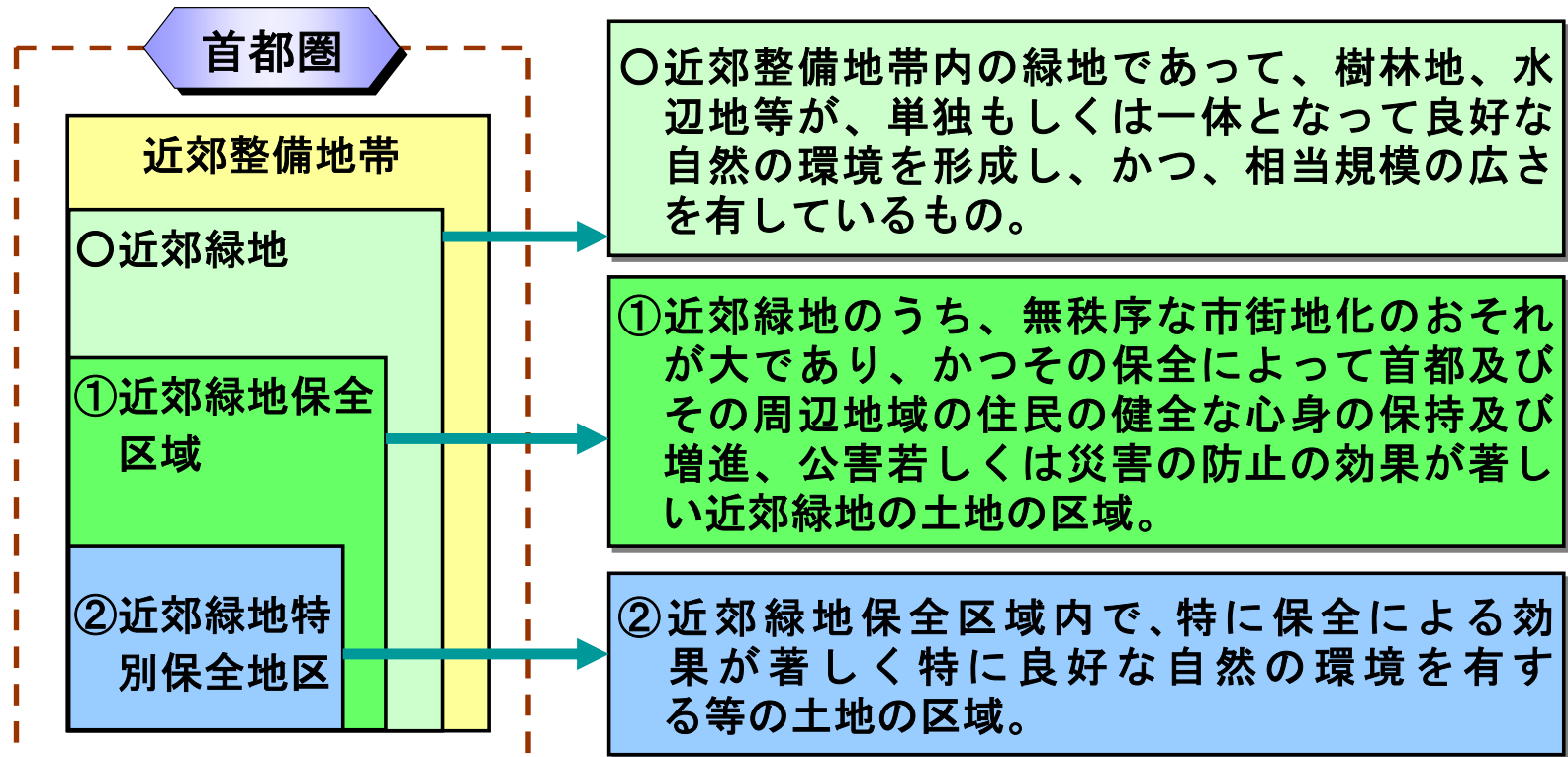
近郊整備地帯



- 戦後、首都圏への人口及び産業の集中に伴い、東京近郊において無秩序な市街地化、緑地の荒廃等が広がった。
- そのため、首都圏整備法に基づき、計画的な市街地整備とあわせて緑地の保全を行う政策区域「近郊整備地帯」を指定(昭和40年)
- 近郊整備地帯において広域的な緑地を保全することにより、無秩序な市街地化を防止し、大都市圏の秩序ある発展に寄与することを目的として昭和41年制度を創設(首都圏近郊緑地保全法)

近郊緑地保全制度の概要

目的	良好な自然環境を有する緑地の保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯等の無秩序な市街地化を防止し首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的とする。
根拠法	首都圏近郊緑地保全法(昭41法101) 都市緑地法(昭48法72)



近郊緑地保全制度の概要

①近郊緑地保全区域

広域的かつ長期的見地から指定

指 定	関係地方公共団体及び国土審議会の意見を聴き、環境大臣 その他関係行政機関の長へ協議し、 国土交通大臣が決定
保全計画	国土交通大臣は、近郊緑地保全区域の指定をしたときは、当 該区域について近郊緑地の保全に関する計画（近郊緑地保 全計画）を決定。
行為規制	○建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等 は、 知事等に届出 。 ○知事等は緑地保全のため必要と認めるときは、 助言又は勧 告 を行うことができる。
区域の保全等	○近郊緑地の保全に要する費用は、都県の負担。(※) ○地方公共団体等は、土地の所有者等と管理協定を締結 し、近郊緑地の管理を行うことができる。

(※) 実際には、地元市等において、維持管理助成金・奨励金の交付の対象とされたり、独自の協定に基づく管理支援がなされる等の措置がとられることが多い。

近郊緑地保全制度の概要

②近郊緑地特別保全地区

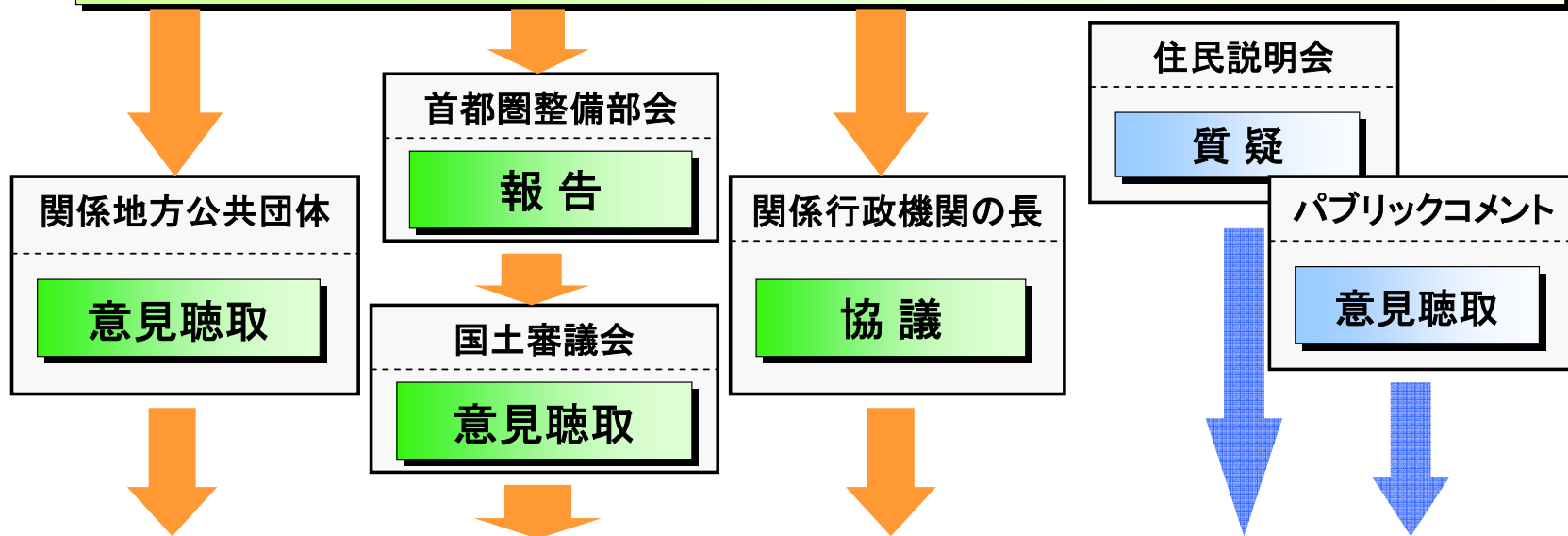
保全区域内の重要な地区

指 定	都県(政令市)が定める都市計画として決定
行為規制	○建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等は、知事等の許可が必要。 ・上記の許可を得られず損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償。 ・上記の許可を得られず、その土地の利用に著しい支障をきたすことにより、所有者から当該土地の買入れの申出があった場合、当該土地を買入れ。国はその一部を補助。 ○知事等は緑地保全について必要な措置(原状回復等)を命じることができる。
費用負担	○国は、地方公共団体が近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために行う事業に必要な資金について法令の範囲内において、資金事情等が許す限り配慮。

近郊緑地保全区域の指定の手続き

保全区域の指定に向けた検討(検討対象地域の設定)

保全区域の区域設定(案)及び保全計画(案)の作成



保全区域の指定・保全計画の決定

官報告示(効力発生)

近郊緑地保全区域の指定

近郊緑地保全区域

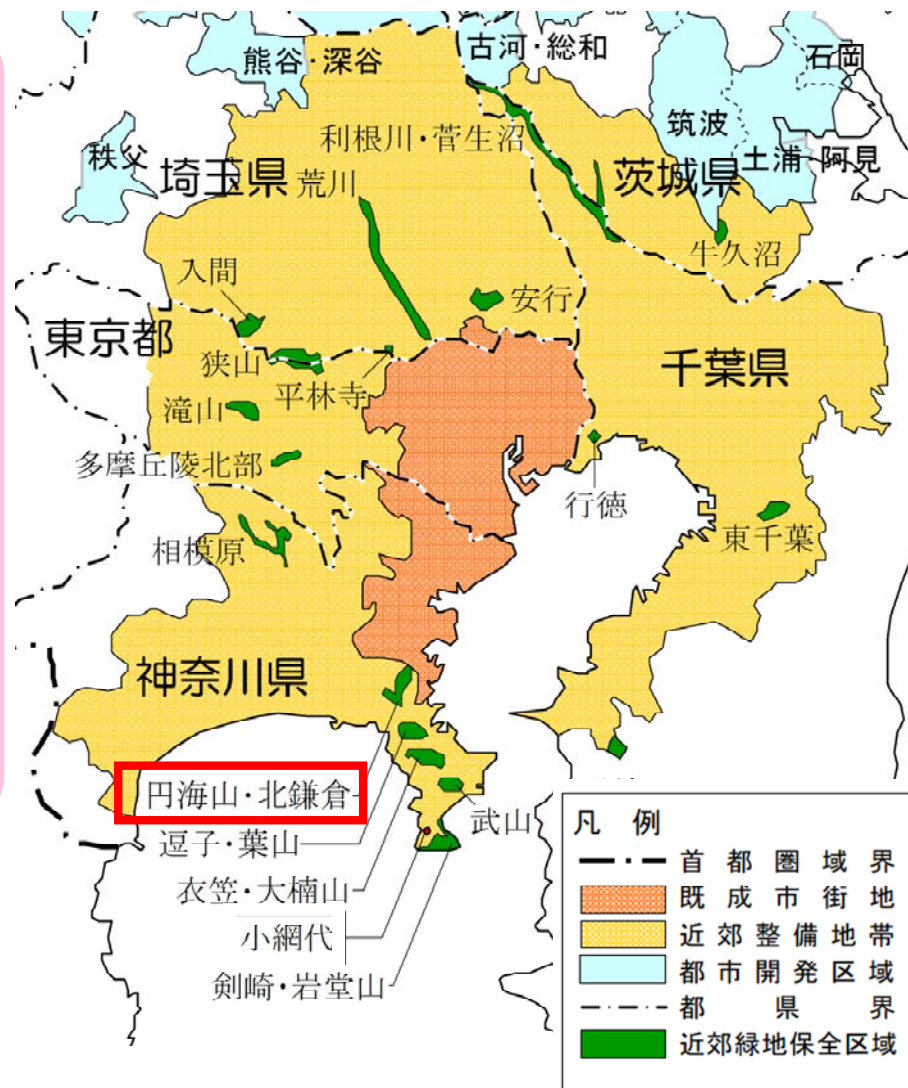
- ・ 19区域
- ・ 全体 15,763ha
(代々木公園 291個分)

近郊緑地特別保全地区

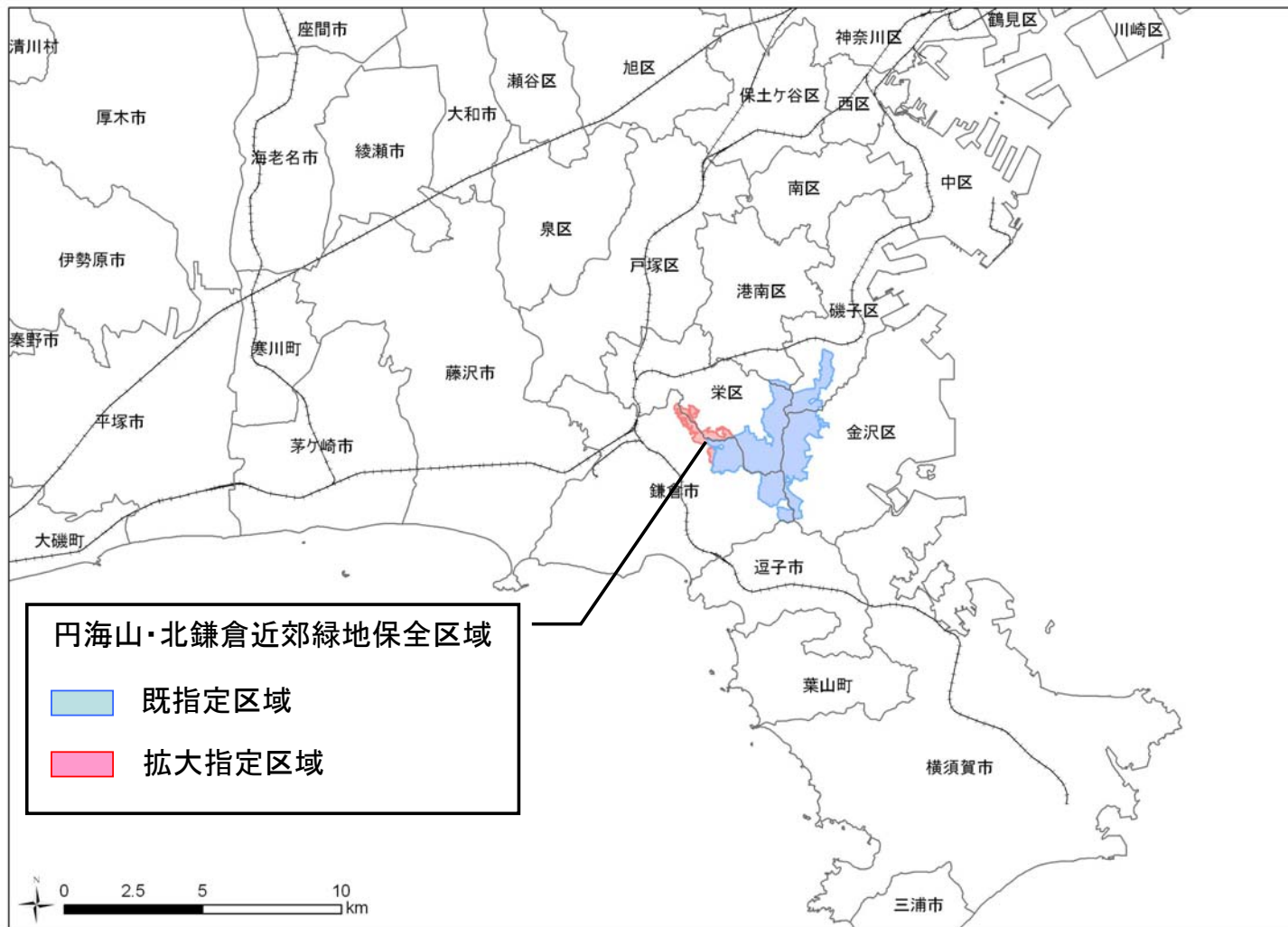
- ・ 9地区
- ・ 全体 759ha
(代々木公園 14個分)

【参考】近畿圏の指定状況

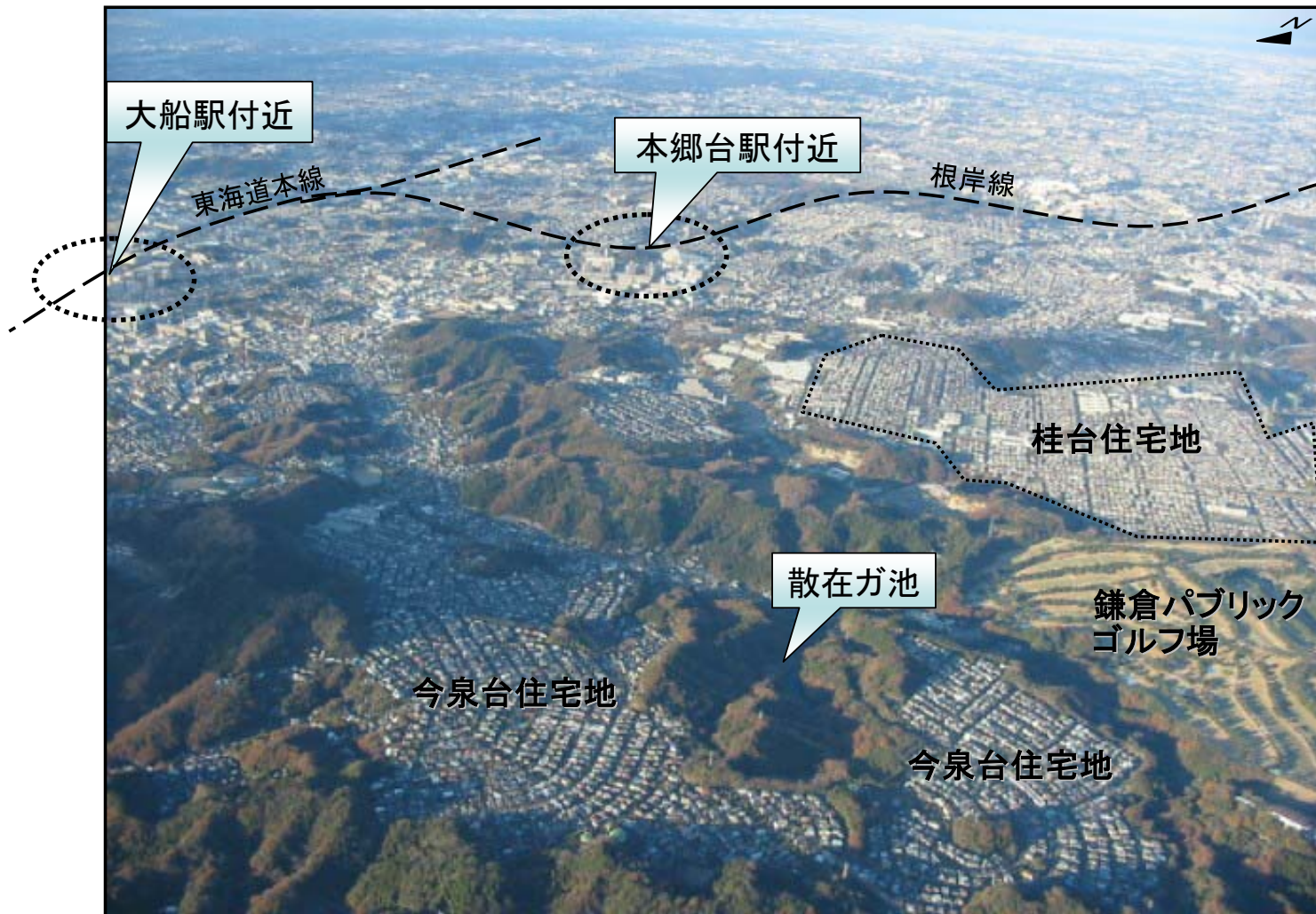
- 近郊緑地保全区域
6区域 (81,212ha)
- 近郊緑地特別保全地区
17地区 (2,697ha)



近郊緑地保全区域の拡大指定(案)



近郊緑地保全区域の拡大指定(案)



拡大指定地（案）を東南方向から望む

写真：神奈川県

近郊緑地保全区域の追加指定(案)

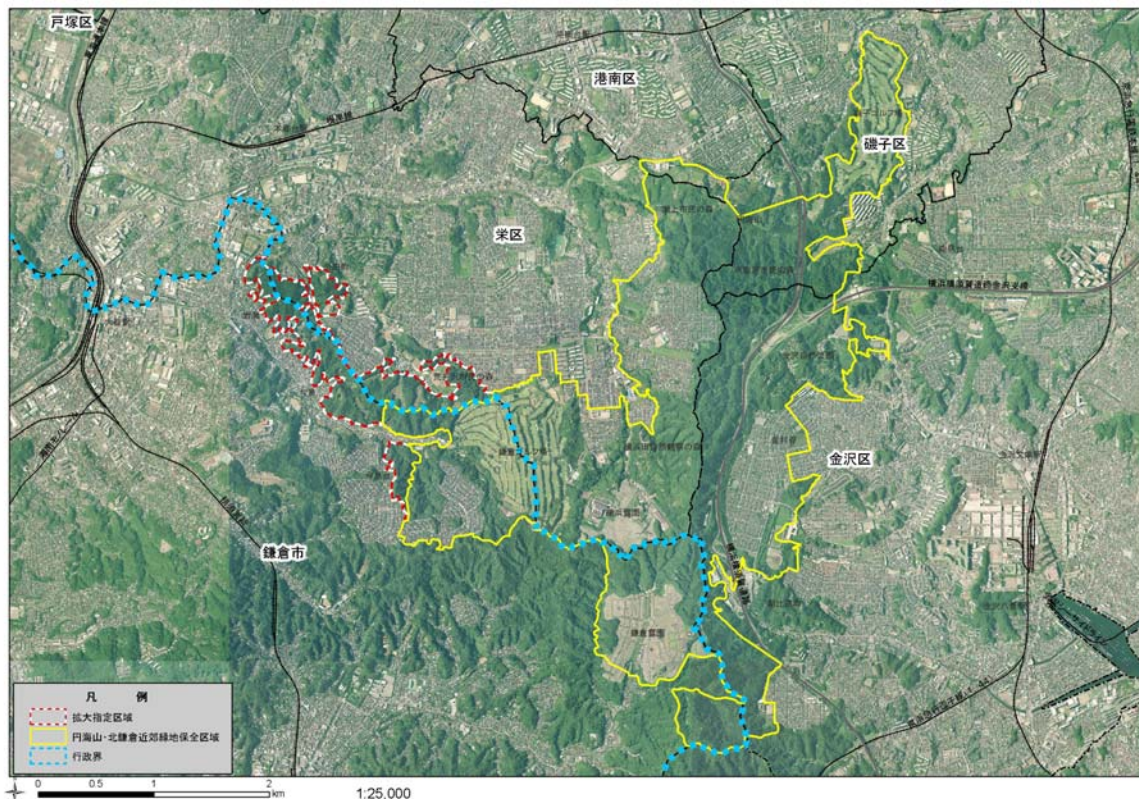
1 名称

えんかいざん

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域 (当初指定:昭和44年)

2 拡大指定面積

約98ha (拡大指定後面積:1,096ha)



市境

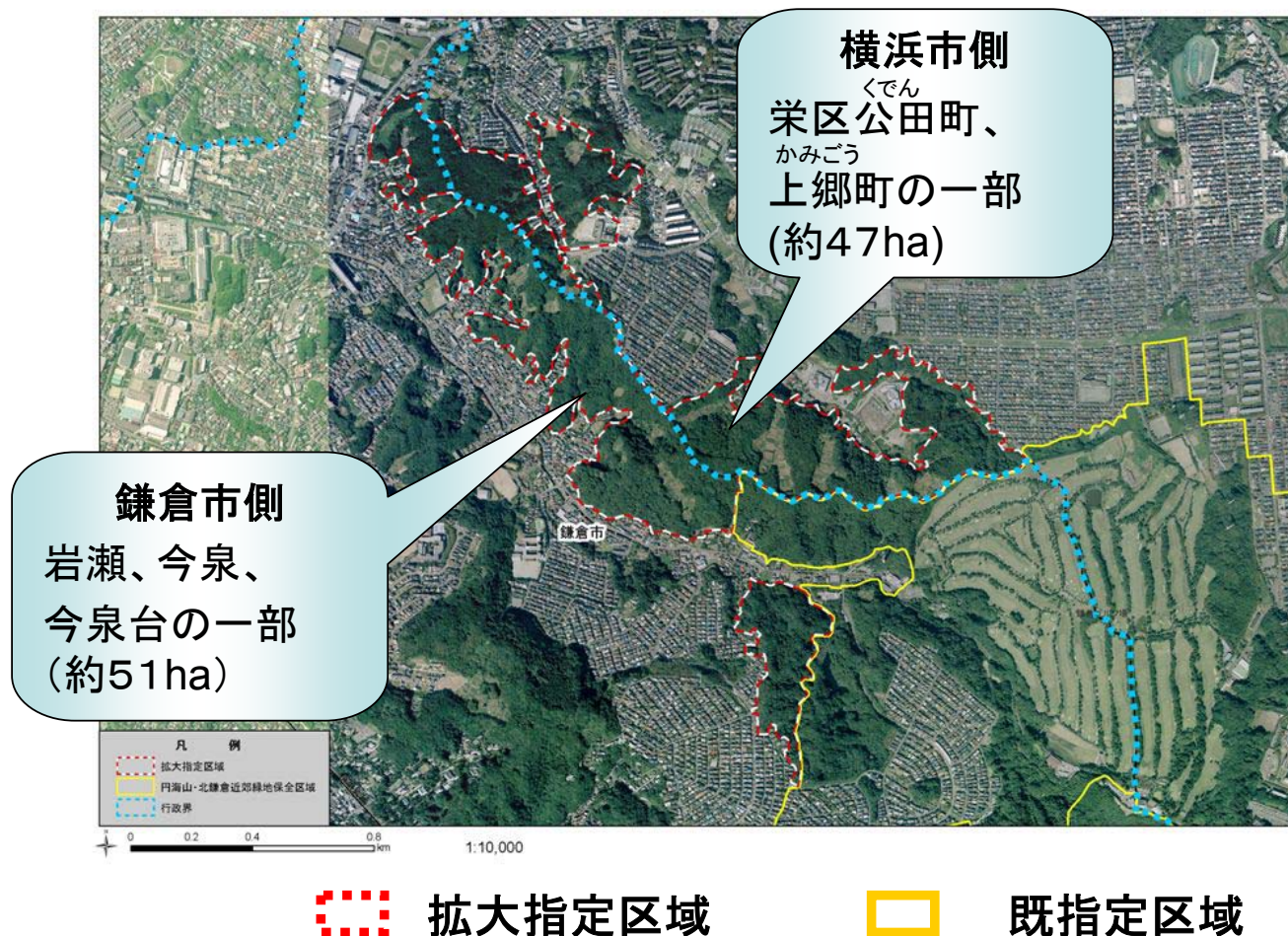


拡大指定区域



既指定区域

近郊緑地保全区域の追加指定(案)



指定の要件

法第2条（近郊緑地の状況）

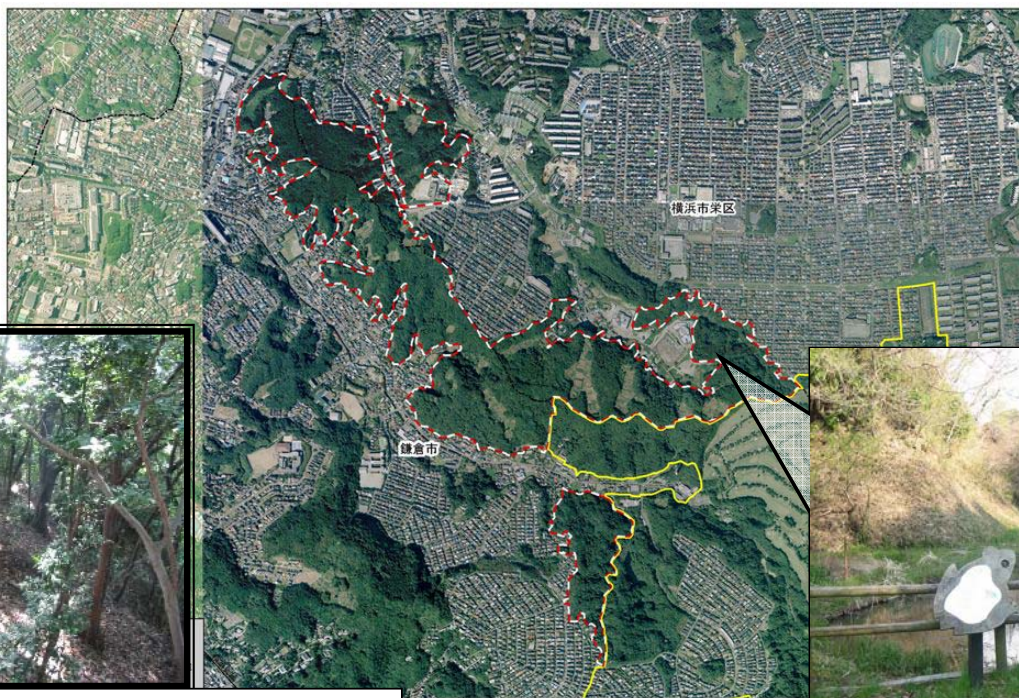
- ・近郊整備地帯内の緑地であって、樹林地、水辺地等の土地が、単独もしくは一体として良好な自然の環境を形成し、かつ相当規模の広さを有しているもの

法第3条（近郊緑地保全区域として指定することができる近郊緑地）

- ・近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域

良好な緑地・景観の状況

・丘陵部のコナラ・オニシバリ群落を主体とする二次林やスギ・ヒノキ植林、水辺の環境がまとまりをもって維持されており、貴重種を含む約500種におよぶ動植物種が生息生育する良好な自然環境が形成されている。



コナラ・オニシバリを中心とした植生



荒井沢地区の風景

良好な緑地・景観の状況



鎌倉市今泉の丘陵部



横浜市公田の丘陵部



鎌倉市散在ガ池周辺(今泉台)の様子

良好な緑地・景観の状況



鎌倉市岩瀬の丘陵部を北西側から望む(奥が指定区域)



横浜市公田側の丘陵部

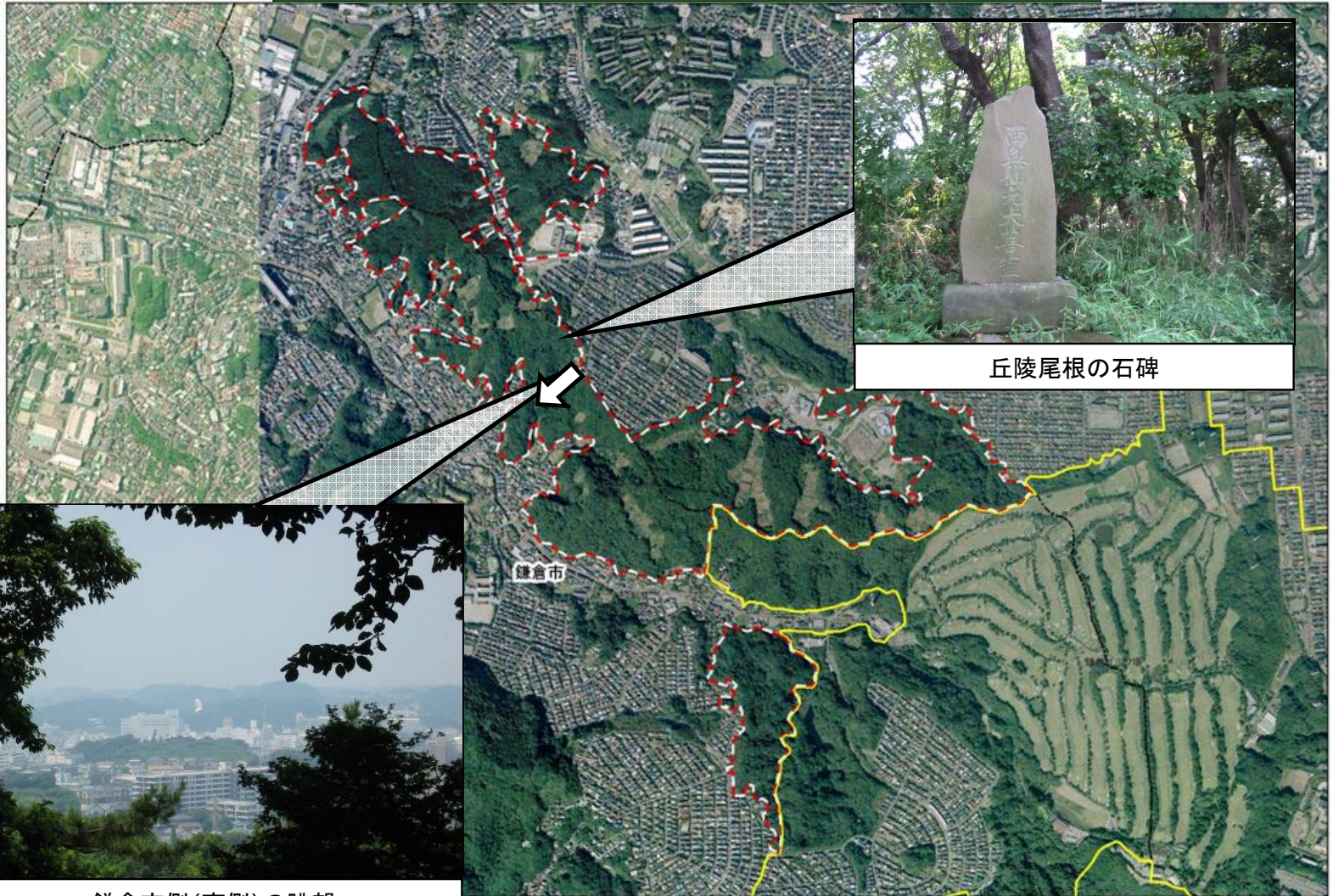
拡大指定区域（案）の状況



0 0.2 0.4 0.8 km

1:10,000

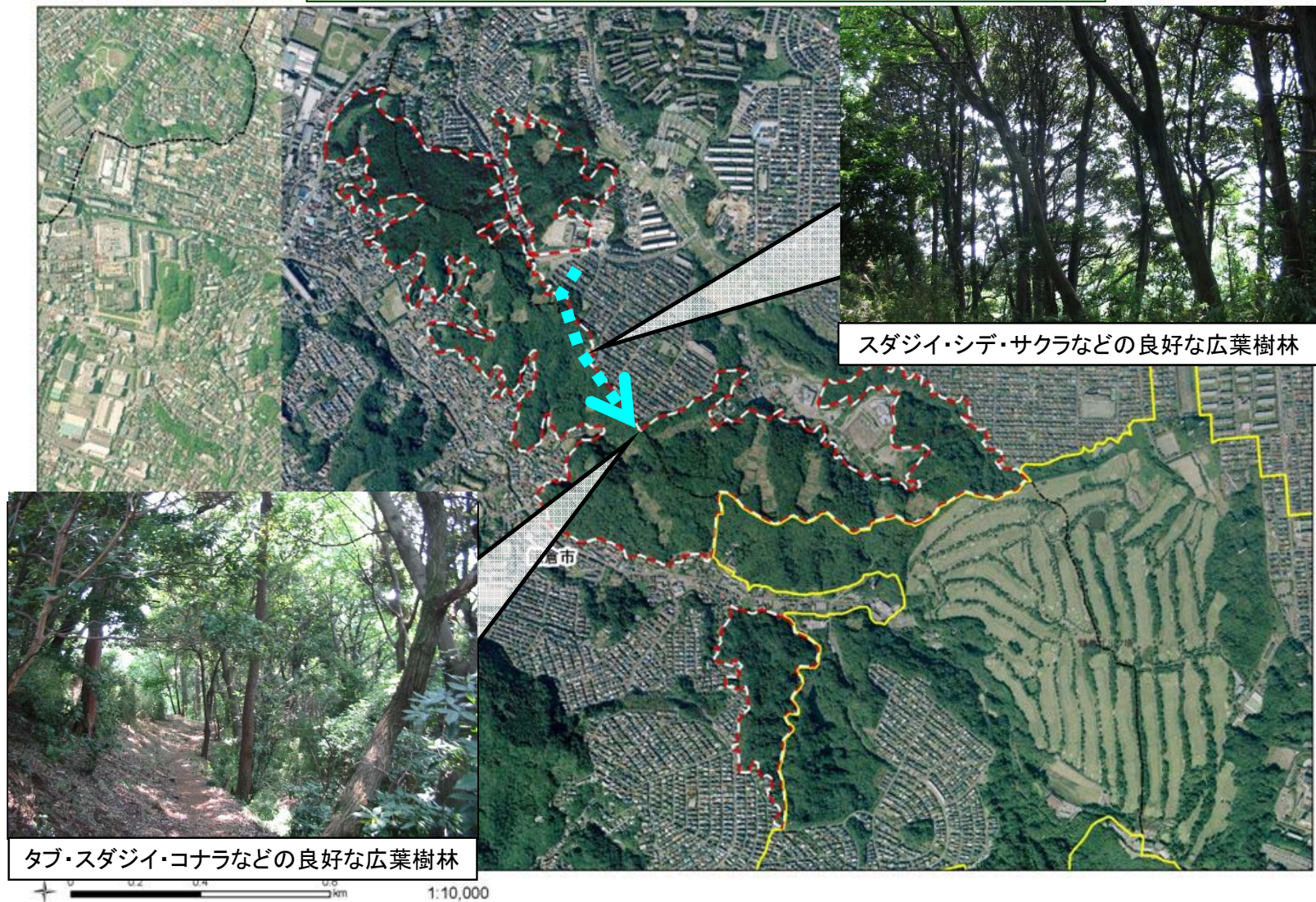
拡大指定区域（案）の状況



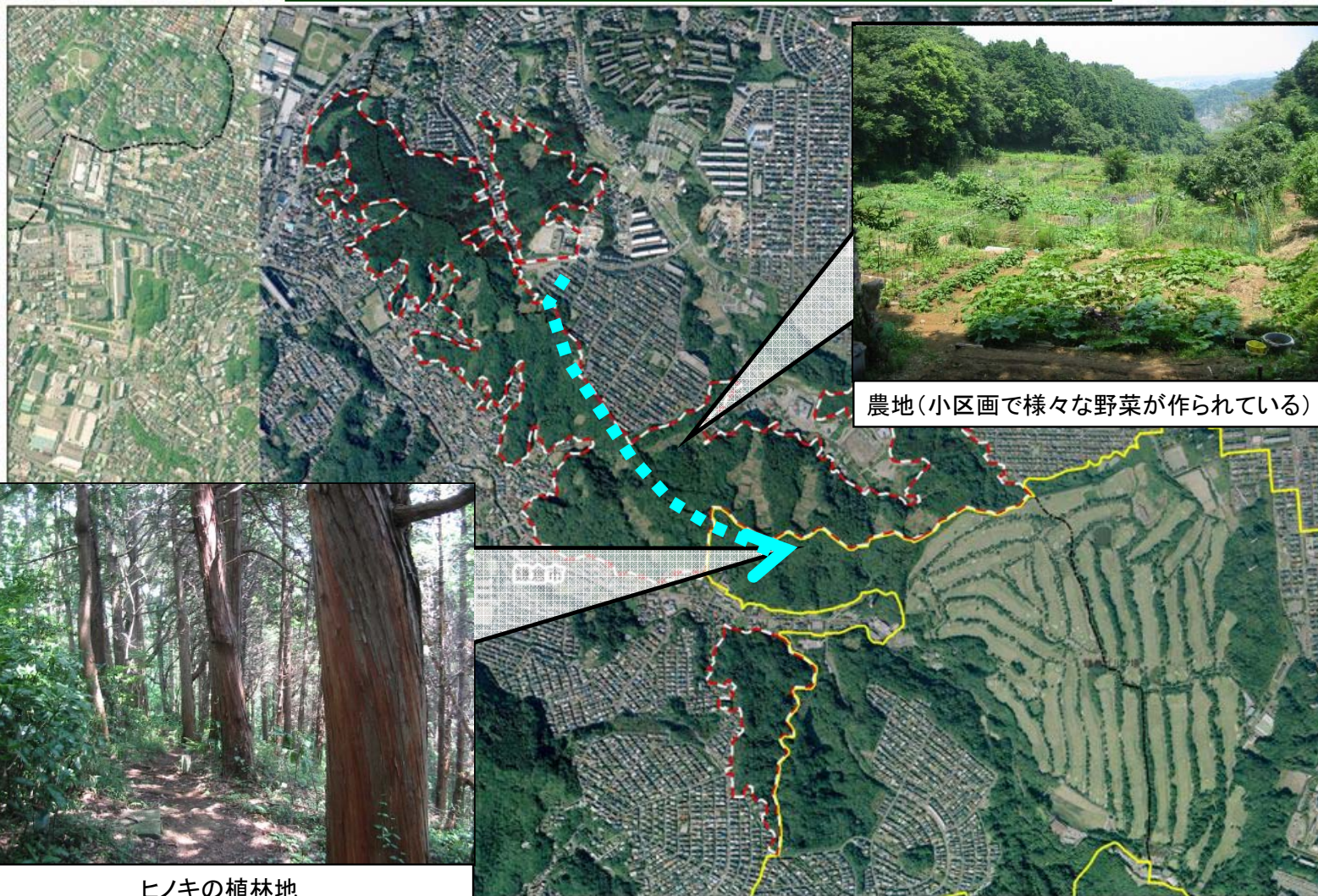
丘陵尾根の石碑

鎌倉市側（南側）の眺望

拡大指定区域（案）の状況



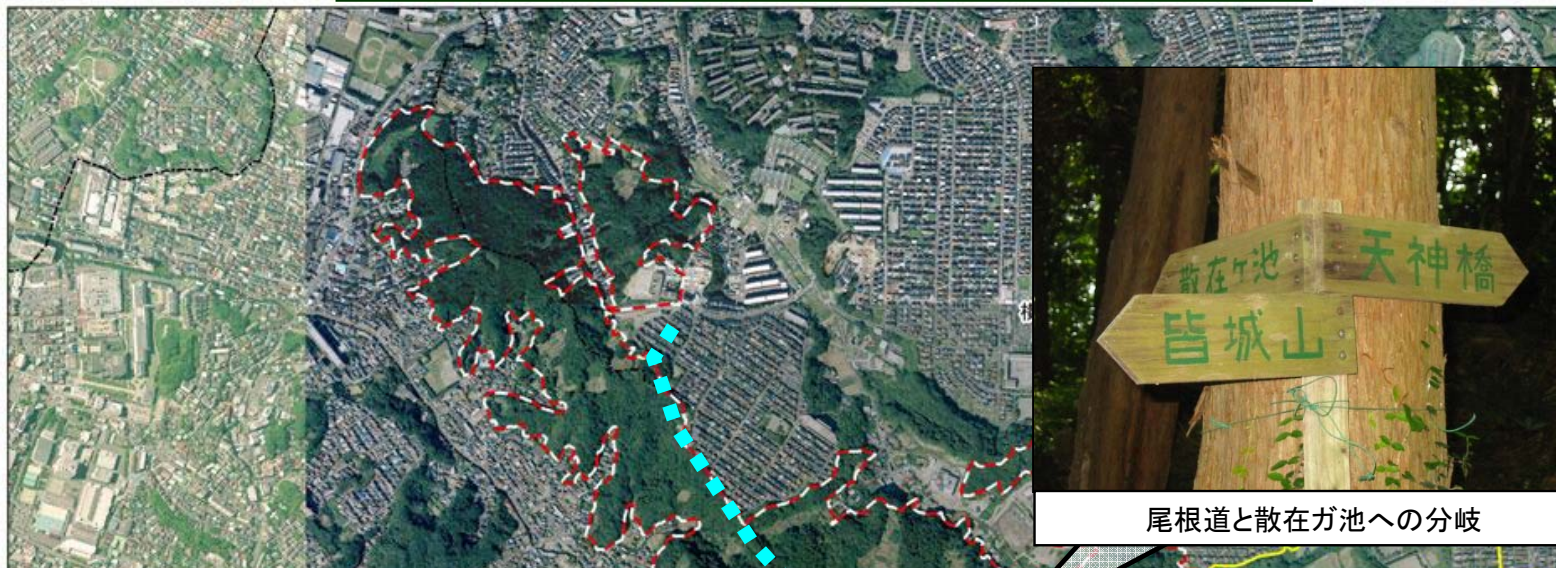
拡大指定区域（案）の状況



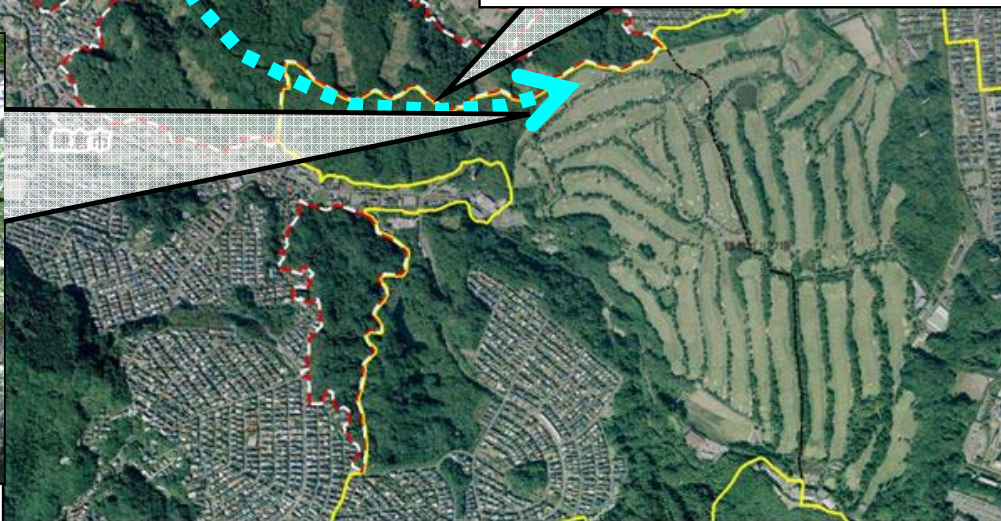
農地(小区画で様々な野菜が作られている)

ヒノキの植林地

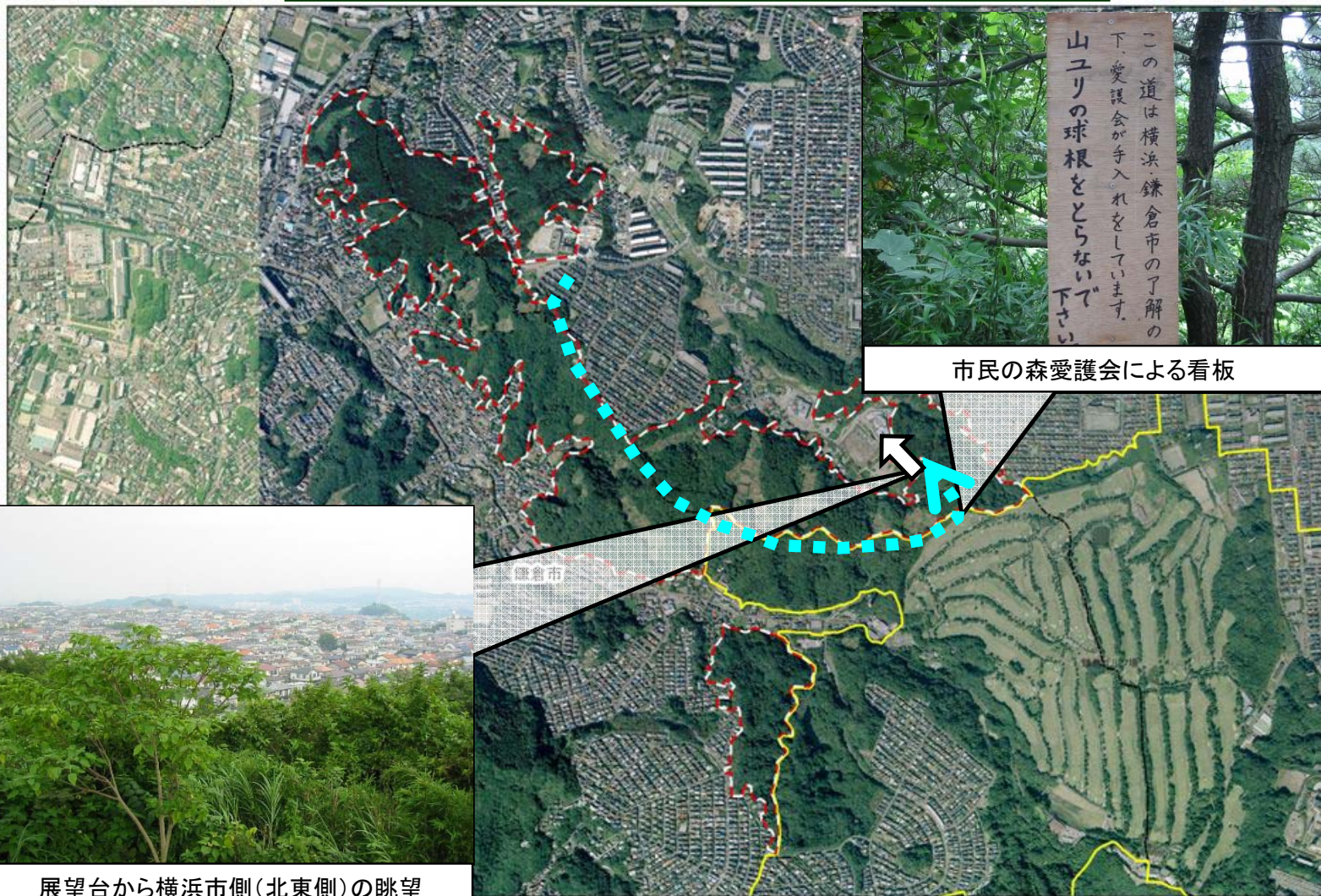
拡大指定区域（案）の状況



ゴルフ場脇の道



拡大指定区域（案）の状況

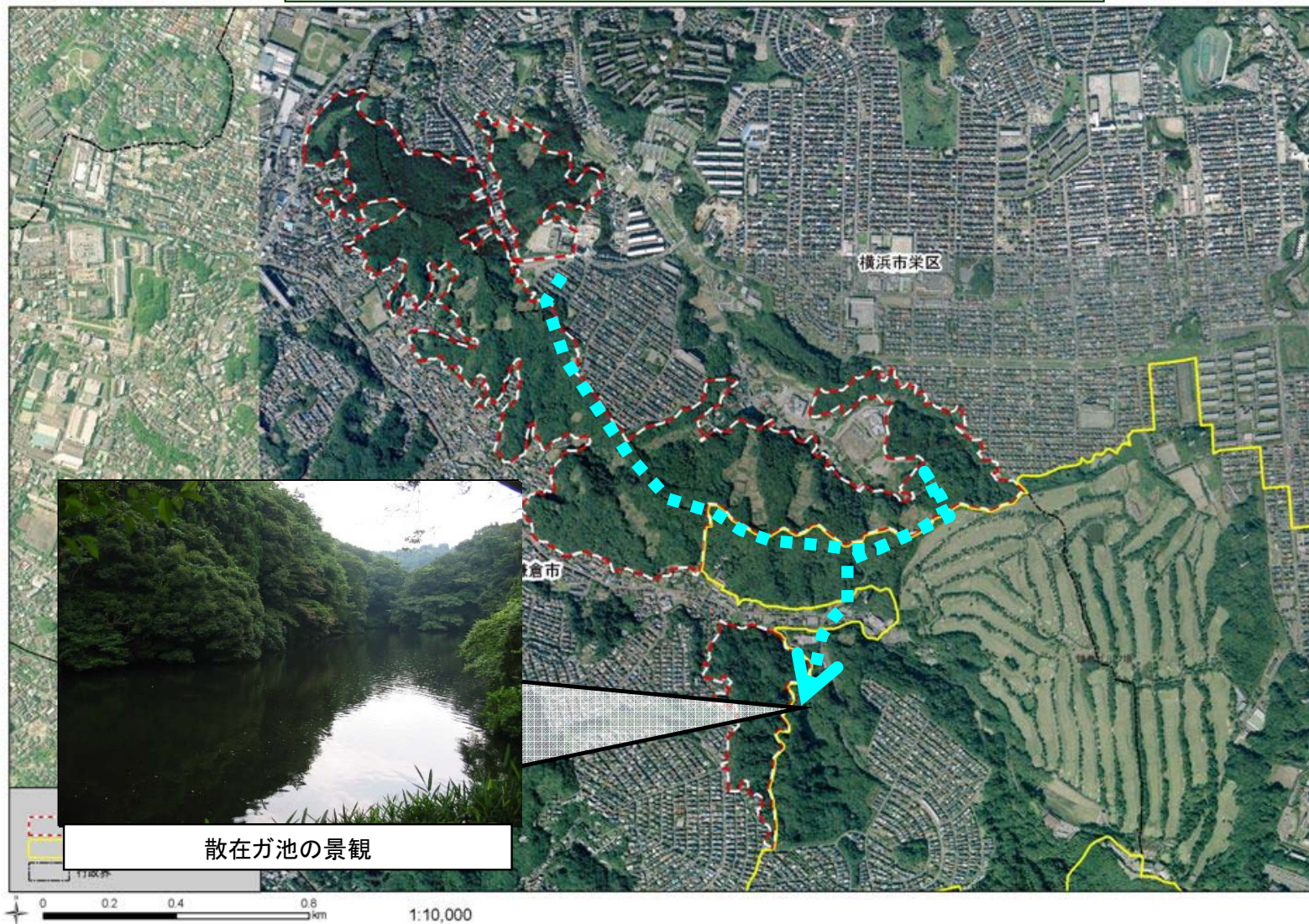


拡大指定区域（案）の状況



散在が池南端の分岐

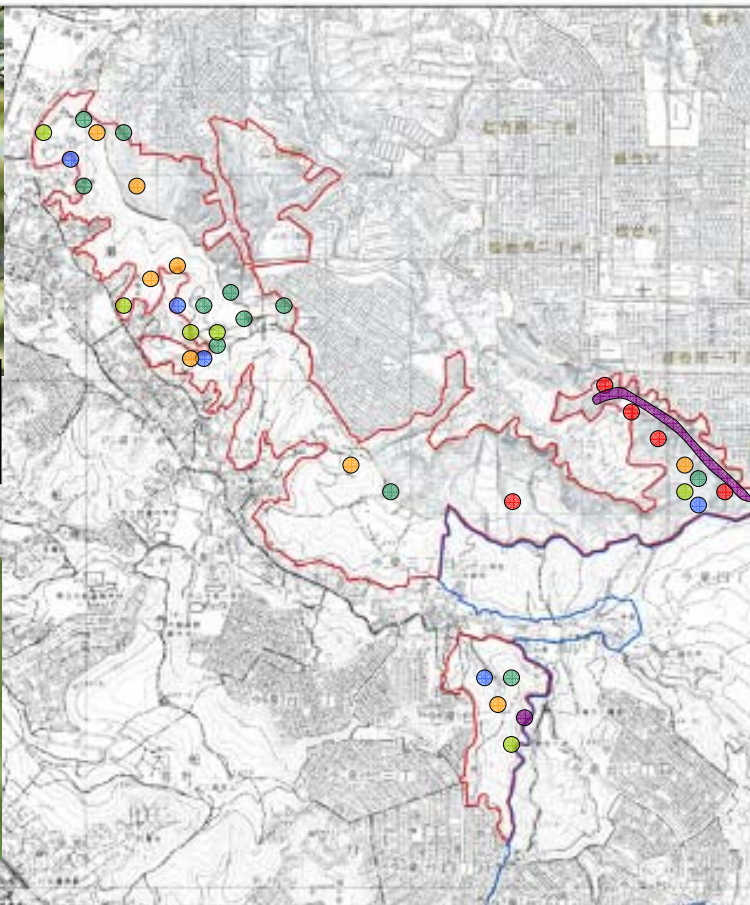
拡大指定区域（案）の状況



多種の動植物



アオジ
(神奈川県レッドデータブック※2
絶滅危惧Ⅱ類)



ヘイケボタル
(神奈川県レッドデータブック
準絶滅危惧)



カワセミ



ホトケドジョウ
(環境省レッドデータブック※1
絶滅危惧ⅠB類)

■ 貴重な植物群落等 ■ ほ乳類 ■ 鳥類 ■ 昆虫類 ■ 両生類・は中類 ■ 魚類・甲殻類

■ 資料: 鎌倉市自然環境調査報告書(平成15年3月、鎌倉市)、荒井沢緑地里山再生計画基本構想策定調査自然環境調査報告書(平成7年3月、横浜市栄区)、神奈川県地域環境評価書(平成2年、神奈川県)

※1「日本の絶滅のおそれのある野生生物(平成16年3月、環境省)」

※2「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」

多種の動植物

■主な確認種(岩瀬・公田地区)

	鎌倉市岩瀬（鎌倉市自然環境調査報告書 （平成15年3月、鎌倉市）による確認種）	横浜市公田（荒井沢地区）（荒井沢緑地里山計画基本 構想策定調査（平7年3月、横浜市栄区）による確認種）
ほ乳類	モグラ、タヌキ、ノウサギ、イタチ、クマネズミ、アカネズミ ほか	
鳥類	シジュウカラ、コゲラ、ヤマガラ、 トビ、キジ、アオゲラ、コゲラ、モズ、ツバメ、ウグイス、ヒヨドリ、エナガ、ヤマガラ、ホオジロ、アオジ、メジロ、マヒワ、シメ、スズメ、ノスリ、チョウゲンボウ、ジョウビタキ、ゴイサギ、コサギ ほか	
両生・は虫類	トカゲ、カナヘビ、ヤマカガシ、アオダイショウ、シマヘビ、マムシ、ヒキガエル ほか	
昆虫類	オニヤンマ、イトトンボ、ヒグラシ、カナブン、カブトムシ、ナナホシテントウ、ヤマトシジミ、モンシロチョウ、ムラサキシジミ、アカタテハ、クロアゲハ、ヒカゲチョウ、ヘイケボタル ほか	
魚類・甲殻類	資料なし	モツゴ、ドジョウ、シマドジョウ、ホトケドジョウ、サワガニ、アゴトゲヨコエビ、カワナナ、ヒメモノアラガイ ほか

神奈川県
レッドデータブック
(2006)

絶滅危惧

準絶滅危惧

要注意種



トビ



ゴイサギ



コサギ



ヒキガエル

自然とのふれあい拠点

荒井沢及び散在ガ池周辺において、市民の森・公園等が整備されており、**首都圏住民のための自然体験や環境学習の場**となっている。また、市民の森においては、市民団体と連携した環境保全によって、良好な里山環境が維持されている。

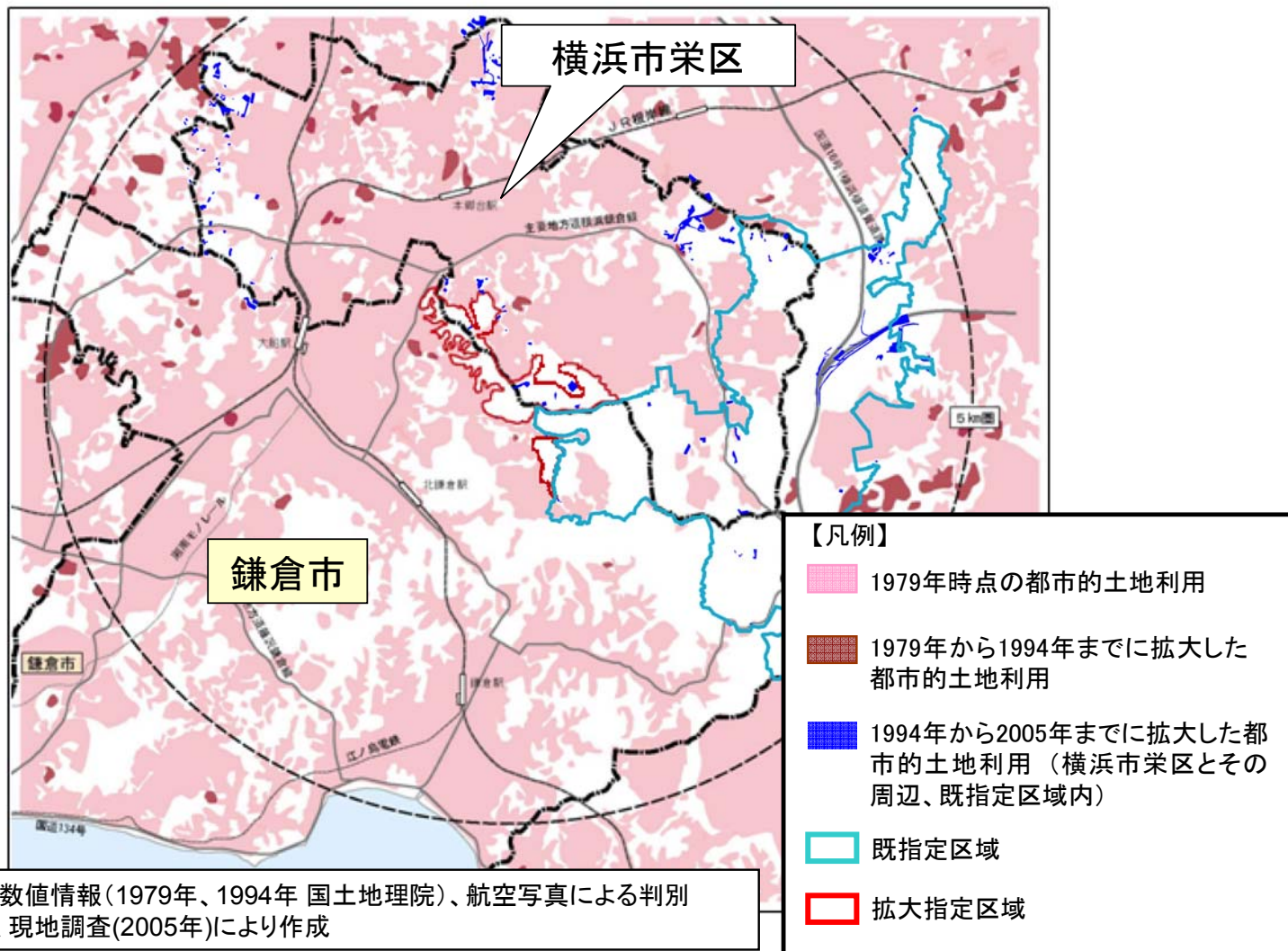


市民団体による環境保全活動
(荒井沢地区)



炭焼き体験活動の様子
(荒井沢地区)

依然として継続する市街化のおそれ



都市再生プロジェクト

<抜粋>

平成13年12月4日 都市再生本部決定

Ⅲ. 大都市圏における都市環境インフラの再生

豊かでうるおいのある質の高い都市生活を実現するため、大都市圏の既成市街地において、自然環境を保全、創出、再生することにより水と緑のネットワークを構築し、生態系の回復、ヒートアイランド現象の緩和、自然とのふれあいの場の拡大等を図る。

1. まとまりのある自然環境の保全

大都市に残された貴重な財産であるまとまりのある自然について、その保全を図る。このため、大都市に残る保全すべき自然環境を総点検した上で、それらの保全に必要な施策の強化等を図る。

首都圏の水と緑のネットワークの形成

○「保全すべき自然環境」の保全
(現状で残されたまとまりのある貴重な自然環境)

広域的に
「水と緑のネットワーク」
を形成

- 中心地域等に存在するまとまった緑地
- 小規模な緑地や水路等の比較的規模の小さな自然環境

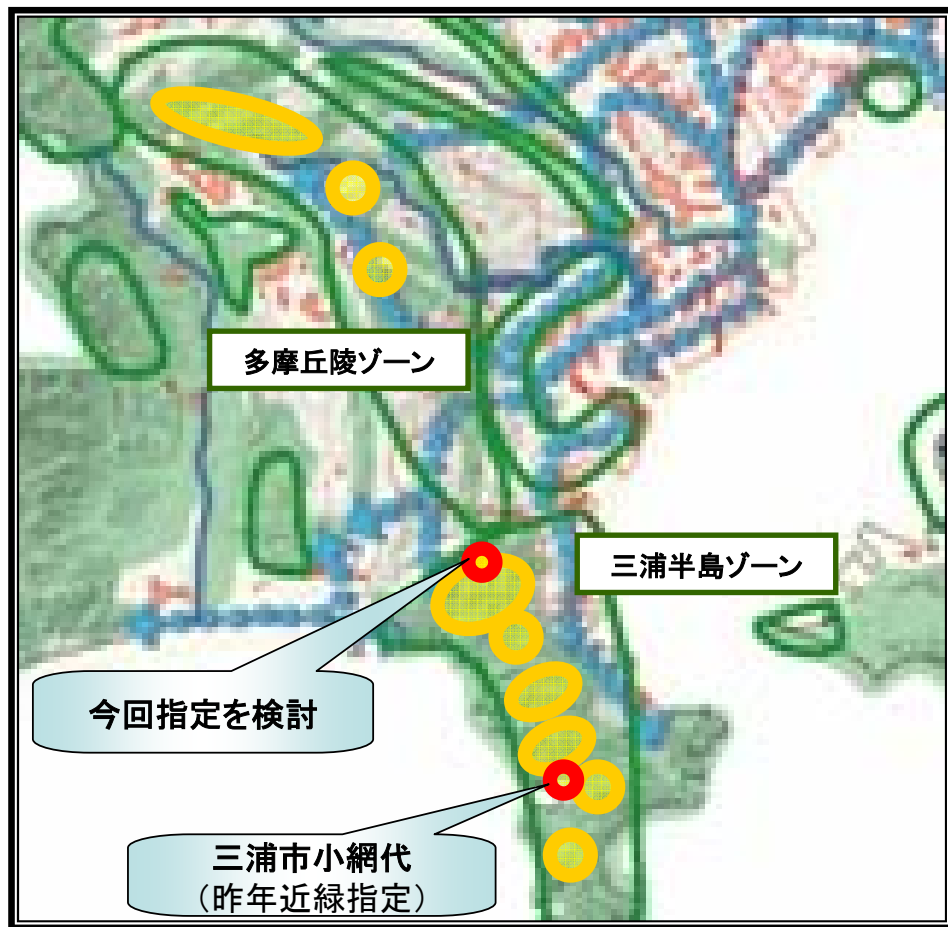
○新たな自然環境の
再生・創出

効果

- ・「保全すべき自然環境」が有する機能を向上させ、相互に機能を高める
- ・「保全すべき自然環境」が有する機能を自然環境の少ない都心部へ導く

首都圏全体として自然環境の質を向上

三浦半島・多摩丘陵における近郊緑地保全区域指定の検討等



拠点となる大規模緑地

三浦半島ゾーンにおける
拠点緑地保全の強化

三浦丘陵の北端に残る緑
地の保全により、多摩丘
陵へと伸ばす緑のネット
ワークを形成

神奈川県・関係市における
緑の基本計画の策定、施
策が具体化

資料:「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」(平成16年 自然環境の総点検等に関する協議会)の「首都圏の都市環境インフラの将来像」を加工し作成。

小網代近郊緑地保全区域(平成17年9月指定)

面積: 約70ha



小網代近郊緑地保全区域

写真: 神奈川県

円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画(変更案)

保全計画の項目と変更のポイント

- 自然的特徴、自然とのふれあい機能確保の観点からゾーン分け

一 保全の基本方針

- ゾーン毎の規制及び推進施策に関する考え方
 - (1) 自然的特徴及び自然とのふれあい活動を踏まえた緑地の適切な保全
 - (2) 近郊緑地保全に関する普及啓発及び維持管理に関する多様な主体との協働

二 近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

- 整備計画策定にあたっての自治体間の連携、多様な主体からの意見聴取

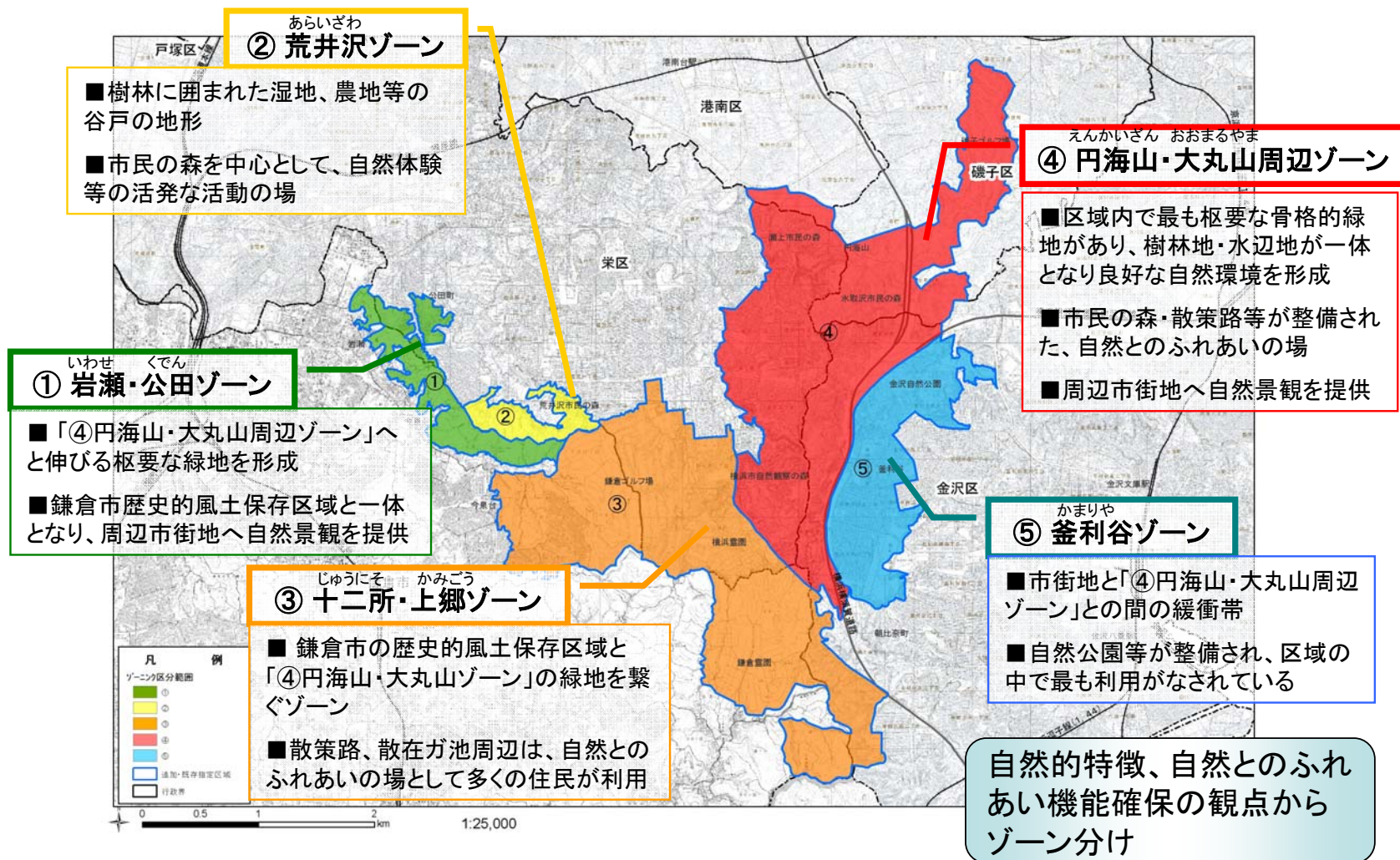
三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

- 指定にあたって特に配慮すべき事項

→「いわせ岩瀬・くでん公田ゾーン」、「あらいざわ荒井沢ゾーン」及び「じゅうにそ十二所・かみごう上郷ゾーン」における保全区域北西部の丘陵、水辺地等のまとまりをもって維持されている枢要な緑地について、緑地の連続性を考慮し一体的に保全する。

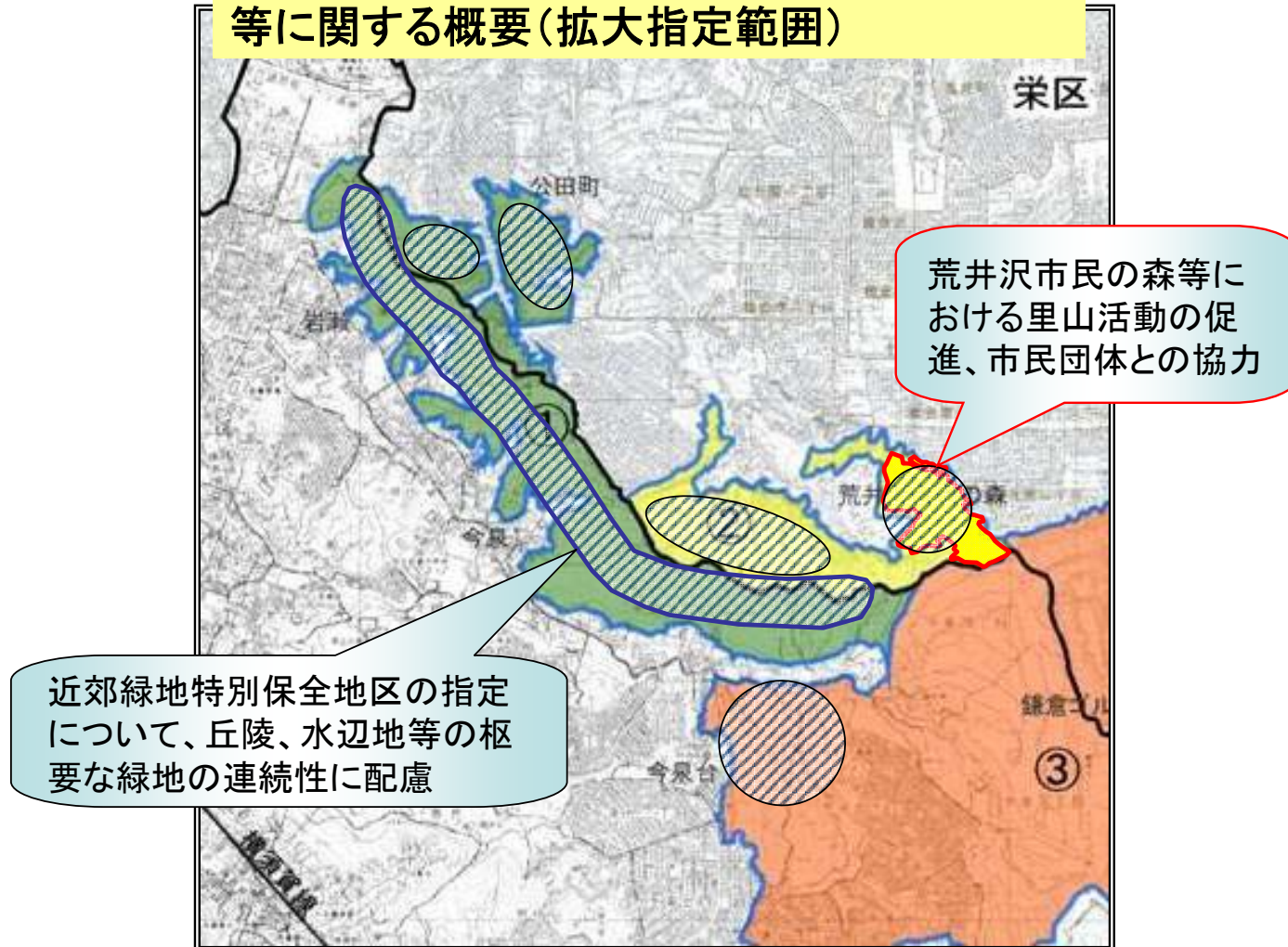
四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画(変更案)



円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画(変更案)

保全の方針、近郊緑地特別保全地区の基準
等に関する概要(拡大指定範囲)



「円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画」に基づく将来の地域イメージ

